

各種会議・研修会等開催概要(令和 8 年 6 月～7 月分)

○ 令和 8 年度青森県在宅保健師の会総会並びに研修会を開催（6/11）

地域住民の健康づくり支援や地域の保健・福祉活動に寄与するため、主に県や市町村などの行政機関を退職した保健師で組織している青森県在宅保健師の会の総会並びに研修会が東奥日報新町ビルで開催され、38名の会員が参加した。

総会での主催者挨拶で新井山会長は「何歳になっても地域で自分の力を発揮できるのが保健師の取り柄だと思う。これからも元気に活動してほしい」と述べた。

続いて、山田県がん・生活習慣病対策課長、舩甚青森県国保連合会常務理事（代読：長内事務局長）の祝辞後、議案審議に入り、上程された議案は全て原案どおり可決承認され、総会は終了した。

総会に引き続き行われた研修会では、青森中央学院大学看護学部講師の菊池美智子先生から「つなぐ保健師の想い～保健師養成の歴史から～」と題した講演で、本県の保健師教育の歴史について説明された。

今回の研修内容は「保健師活動の『知』の伝承」と自治体の若手保健師等の人材育成に力を注ぎ、地域を「みる」「つなぐ」「動かす」実践の重要性を伝え、地域を大切にしたい本県の保健師養成の源と、大学教育が主流となった現在の保健師養成の実状を知り「保健師活動に引き継がれるべきものは何か」を考える機会とするため企画されたもので、参加者からは「保健師教育の原点が知れて良かった」「保健師教育における取組の認識を深めることができた」などの感想が寄せられた。

研修会後の交流会ではグループ毎に情報交換を行い、普段活動している地域の枠を越えて会員同士で親睦を深めた。

○ 令和 8 年度第 1 回保健事業支援・評価委員会を開催（7/2）

本委員会は、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の一環で、保険者が実施する保健事業を P D C A サイクルに沿って効果的・効率的に展開できるよう支援することを目的に設置しており、ハイブリッド（オンライン＋集合）形式で開催した。

冒頭、任期満了に伴う正・副委員長の内選を行い、以下のとおり選任された。

委員長 吉池 信男 青森県立保健大学 学長・理事長（再任）

副委員長 平野 貴大 弘前大学医学部附属病院 総合診療部 助教（再任）

続いて、事務局から令和 7 年度の個別保健事業計画策定・評価支援を受けた保険者に対して実施したアンケート結果を報告し「関係課と連携して事業を進めることができた」「PDCAを意識して保健事業を展開できた」などの回答が寄せられたことについて説明した。

また、令和 8 年度の支援については、本年度が第三期データヘルス計画の中間評価年度であることを踏まえ、個別保健事業の評価について学ぶ機会とするため、8 月 25 日に保健活動研修会を開催し、更には保険者が抱える疑問や悩みを解決して計画後半に向けた取組の方向性を整理するため、11 月頃にグループ支援を実施することが承認された。

○ 令和 8 年度国保事務初任者研修会を開催（オンデマンド配信・7/13[配信期間：令和 8 年度中]）

本研修会は、市町村（組合）国保事務担当者の主に初任者（経験年数 1、2 年目）を対象に、担当者の資質向上と実務の習熟を図ることを目的として開催した。

冒頭、県健康医療福祉部高齢福祉保険課国保・高齢者医療グループから「国民健康保険制度の概要等について」と題し、日本の医療保険制度をはじめ、被保険者の減少等に伴う保険者の厳しい財政状況や保険料水準の統一に向けた取組など、国民健康保険制度を取り巻く現状と今後の課題について説明があった。

引き続き、同グループから「保健事業等の取組について」と題し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施や第三者行為求償事務などが説明されるとともに、保険者努力支援制度については、医療費適正化に向けた取組や特定健診・特定保健指導に係る評価指標が全国平均を大きく下回っていることから、取組強化の必要性が強調された。

最後に、本会から「国保連合会の業務について」と題し、本会及び国保中央会と保険者の関係性や診療報酬審査支払業務をはじめとした本会の実施業務、当面の課題などを説明した。

受講者からは「国保制度の基礎的な知識を取得する良い機会となった」「被保険者がより安心して医療サービスを受けられるよう業務にあたっていきたい」などの感想が寄せられた。

○ 令和 7 年度事業報告・決算等を可決承認（青森県自治体病院開設者協議会第136回通常総会・7/17）

冒頭、主催者挨拶で山本会長（むつ市長）は県内自治体診療施設の財政赤字問題に触れ、過日開催の全国自治体病院開設者協議会定時総会終了後に実施した本県選出国會議員に対する要望活動において「診療報酬制度の在り方や更なる財政支援を要請するとともに、中東情勢の影響による医療物資の確保問題についてもお願いした」旨報告した。

また、医療従事者の確保など、自治体診療施設を取り巻く情勢は課題が山積していることから「これまで以上に県や弘前大学をはじめとする関係団体の協力を得ながら持続可能な地域医療提供体制の確保に向け、全力を挙げて取り組むため各位の一層のご支援・ご協力をお願いしたい」と強調した。

その後、自治体診療施設事業の発展に尽力された医師等 14 名、看護師等 57 名、技術職員 11 名、事務職員 2 名の総勢 84 名の方々に対する会長表彰を行った。

続いて、秋野県健康医療福祉部長の来賓祝辞の後、山本会長を議長として議案審議に入り、上程された議案はいずれも原案どおり可決承認された。

議案審議終了後、秋野県健康医療福祉部長から「県の医療政策」として、今年度県が進める医師偏在の解消とオンライン診療の推進策が説明されるとともに、昨年 11 月の宮下知事への要望活動時に新たな設置が示された『全県版の地域医療構想調整会議』については「将来の医療提携体制をどのように維持・確保していくのか、各方面から意見をいただきながら協議を進めていきたい」と協力を求めた。

最後に山本会長は「県内自治体診療施設の赤字は悪化しており、今後、国に対する要望活動も含めて対応を検討していきたい」との考えを示した。

○ 令和 7 年度事業報告・決算等を可決承認（国保連合会第161回通常総会・7/21）

冒頭、主催者挨拶で山本理事長（田子町長）は、令和 7 年度の会務運営について「年間 2,600 億円を超える国保及び後期高齢者の医療費や 1,400 億円まで増加した介護給付費などの各審査支払業務をはじめ、各業務処理システムの円滑な運用に努めるとともに、『保険者努力支援制度』に関連する健康づくり事業や医療費適正化事業に支援した」旨報告した。

次に、国に設置された『自治体の事務負担軽減に向けた国保連合会の役割強化に関する会議』について触れ「『中間とりまとめ』においては、国保連合会の役割を強化することにより受託可能な事務の幅が広がることや、共同事業によるスケールメリットで委託費が抑制できることなど市町村の負担軽減に繋がるとされ

ており、これらを進めていくために都道府県の関与を強く求めている。また、この会議の中では地方分権改革の提案も踏まえ、国保連合会にとってこれまで経験のない全く新しい業務の実施などが検討されていることから、本県においても県と協議し所要の取組を進めていきたい」と強調した。

続いて、国保事業の発展に尽力された国保運協委員 9 名、国保事務担当者 1 名の総勢 10 名の方々に対する理事長表彰を行った後、濱館中泊町長を議長に選任して議案審議に入り、令和 7 年度の事業報告・各会計決算、本年度の国保制度改善強化実行運動を強力に推進するための運動目標となる決議など、上程された議決事項 21 件は全て原案どおり可決承認された。

○ 令和 8 年度国保データベース（KDB）システム担当者研修会「基礎編」を開催（オンデマンド配信・7/22[配信期間：令和 8 年度中]

本研修会は、令和 8 年度から新たに「KDB システム」を使用する担当者及び「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」担当者を対象に、システムの画面構成等を理解し、必要な帳票の閲覧や CSV データの抽出方法等について習得することを目的として開催した。

研修内容は、本県の同システムの運用状況に加え、基本的な操作方法を紹介し、PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施に資する「保健事業介入支援管理機能」について、栄養指導・慢性疾患の重症化予防、服薬管理を例に説明した。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における保健事業対象者抽出を効率的に実施できるツールとして「一体的実施・KDB 活用支援ツール」及び「一体的実施・実践支援ツール」の概要と基本的な操作方法を紹介した。

受講者からは「本県の運用状況から基本操作や活用事例、各種ツールの概要及び操作方法など KDB システムに関することを一通り確認することができたため、今後の作業がしやすくなった」「開催方法が YouTube 配信だったため時間や場所の制約を受けずに受講しやすかった」などの感想が寄せられた。

○ 令和 8 年度市町村介護サービス苦情処理担当者研修会（オンデマンド配信・7/24 [配信期間：8/31 まで]

本研修会は、各市町村の介護サービス苦情処理担当者を対象に、市町村における業務の円滑な運営に資することを目的として開催したところ、県内 28 市町村から 32 名が受講した。

研修内容は、県高齢福祉保険課総括主幹の赤坂洋子氏、青森県運営適正化委員会主査の高杉雄大氏、本会顧問弁護士である沼田徹氏の 3 名を講師に迎え、介護

サービスの苦情処理について講演いただいた。

赤坂氏は、苦情解決（処理）制度の経緯や関係法令の解説をはじめ、苦情解決機関等の役割について説明するとともに、事業所及び施設における苦情処理の体制整備に係る見解を示し、その必要性を述べた。

高杉氏からは、運営適正化委員会の事業概要や苦情受付から解決までの流れと対象となる苦情範囲に関する詳細な説明に加え、令和 7 年度の同委員会でも取り扱った苦情・相談の状況について報告があった。

沼田氏からは、苦情が生じる要因や苦情解決の意義に係る説明の中で「特に介護現場では、期待と現実のギャップが大きくなることが多いため、苦情が生じやすい傾向にあるが、苦情をマイナスのものと捉えるのではなく、サービスの質を高めるための契機・チャンスと捉えるべきものである」と述べられた。

受講者からは「苦情処理業務の重要性を改めて認識できた」「研修で学んだことを今後の業務に活かしたい」などの感想が寄せられた。